



第11期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023年3月29日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所 大阪市住之江区南港北1丁目13番11号
ハイアットリージェンシー大阪 2階
クリスタル・ルビー

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬決定の件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い
申し上げます。

議決権行使期限：2023年3月28日（火曜日）
午後6時到着分まで有効

証券コード 5038
(発信日) 2023年3月14日
(電子提供措置の開始日) 2023年3月 8日

株 主 各 位

大阪市中央区備後町三丁目3番3号
株 式 会 社 e W e L L
代表取締役社長 中 野 剛 人

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ewell.co.jp/ir/stock/meeting/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5038/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「eWeLL」または「コード」に「5038」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区南港北1丁目13番11号
ハイアットリージェンシー大阪 2階 クリスタル・ルビー
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第11期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ・議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が見られたものの、重症化率が低下したことによる行動制限の緩和の効果もあり、経済活動面での回復の動きが見られました。しかしながら、エネルギー資源や原材料価格の高騰によるインフレ懸念や急激な円安が進行する等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

在宅医療業界におきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築を実現させることが国策として進められているなか、厚生労働省から2022年12月28日付で、「訪問看護レセプト（医療保険請求分）の電子化」および「訪問看護のオンライン資格確認」について、2024年からの開始が通知されました。これまで医療分野で唯一電子化の対象外だった訪問看護は、これにより原則電子化に向けての取組みが強化されます。

このような環境のなかで、当社は、訪問看護が地域包括ケアにおいてより重要な役割を担えるように、訪問看護の電子化を進めるべく、当社サービスの普及と追加機能のリリース等、サービスの拡充に努めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,603,179千円（前事業年度比34.4%増）、営業利益は692,796千円（同72.4%増）、経常利益は676,053千円（同67.6%増）、当期純利益は449,562千円（同32.1%増）となりました。

サービス別の状況は、次のとおりであります。

クラウドサービスにおきましては、着実な新規契約の増加と低解約率の維持により、契約ステーション数が当事業年度末時点で2,161件（前事業年度末比21.6%増）となりました。

この結果、クラウドサービスの売上高は1,480,830千円（前事業年度比30.2%増）となりました。

BPOサービスにおきましては、2020年1月のリリース以降、着実に契約ステーション数が増加しており、当事業年度末時点で84件（前事業年度末比147.1%増）となりました。

この結果、BPOサービスの売上高は107,351千円（前事業年度比189.8%増）となりました。

サービス別売上高

サービス区分	第10期 (2021年12月期) (前事業年度)		第11期 (2022年12月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドサービス	1,137,754千円	95.4%	1,480,830千円	92.4%	343,075千円	30.2%
BPOサービス	37,041	3.1	107,351	6.7	70,310	189.8
その他サービス	17,996	1.5	14,997	0.9	△2,998	△16.7
合計	1,192,791	100.0	1,603,179	100.0	410,387	34.4

② 設備投資の状況

当事業年度において、主力サービス「iBow」の機能向上のため実施したソフトウェア投資42,599千円を含め設備投資の総額は57,419千円となりました。なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場上場に伴う50,000株の新株式発行により、78,200千円の資金を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2019年12月期)	第 9 期 (2020年12月期)	第 10 期 (2021年12月期)	第 11 期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	530,104	790,772	1,192,791	1,603,179
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△60,026	203,219	403,287	676,053
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△15,305	184,879	340,287	449,562
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△2.67	29.31	53.95	67.18
総 資 産 (千円)	346,436	610,981	1,061,279	1,649,042
純 資 産 (千円)	△21,011	163,868	504,155	1,105,106
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	△3.42	25.89	79.84	158.79

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2019年11月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割、2022年6月15日付で普通株式1株につき15株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産および1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 対処すべき課題

①市場環境および顧客ニーズにタイムリーに対応できる開発体制の強化

当社は創業以来、「世にある物は活用し、世にない物を作りだす」を合言葉に、訪問看護ステーション向け業務支援システム「iBow」を提供してまいりました。

2020年12月期には売上高が損益分岐点を超え、2021年12月期には営業利益率が33.7%、2022年12月期には同利益率が43.2%と安定した収益を達成しております。

しかし、今後さらなる市場スケールの拡大に対応するため、開発体制の強化が必要と考えております。そのため人材の確保が必須と考えており、継続的な人員採用活動および人材教育を実施し、開発体制の強化に取り組む方針であります。

②第3のサービスの確立

クラウドサービスおよびBPOサービスに次ぐ第3のサービスとして、医療データを活用した事業への参入に取り組む所存であります。

「iBow」に蓄積された膨大な在宅療養データの活用と、訪問看護ステーション毎の業務量や業務内容のデータを活用するサービスの確立が当社のさらなる成長には欠かせないと考えております。

③内部管理体制の強化による事業基盤強化

当社は、業務運営の効率化やコーポレート・ガバナンス、リスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。引き続き経営の公平性や透明性を確保するために内部統制の実効性を高め、内部管理体制の強化に取り組み、事業基盤を強化いたします。

④システム信頼性の継続的な維持や品質の向上、設備環境の強化

当社は、顧客に安心して当社サービスを利用していただくためには、システム稼働の安定化が重要な課題であると認識しております。セキュリティ・開発・保守管理体制の整備は不可欠であり、今後も引き続き投資を行い、システムの継続的な安定化、品質の向上に取り組む方針であります。

(4) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

サービス区分	内容
クラウドサービス	顧客の生産性向上に貢献するSaaS型業務支援ツール（CRM機能を有する「iBow」、保険請求を行う機能を有する「iBow レセプト」、訪問看護専用勤怠システム「iBow KINTAI」）の提供をしております。
BPOサービス	訪問看護ステーションにおけるレセプト業務（保険医療機関や利用者への請求データの作成業務）を当社が代行する「iBow 事務管理代行サービス」の提供をしております。

(5) 主要な営業所の状況 (2022年12月31日現在)

事業所名	住所
本 社	大阪市中央区
東京オフィス	東京都中央区

※2023年6月頃に本社の移転を計画しておりますが、移転後も大阪市中央区になります。

(6) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名	2名増	37.2歳	3年4か月

(7) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	96,060千円

2. 株式の状況 (2022年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 25,600,000株

(2) 発行済株式の総数 6,959,630株

(3) 株主数 1,628名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 野 剛 人	2,887千株	41.49%
北 村 亜 沙 子	750	10.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	461	6.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	391	5.63
島 田 亨	381	5.48
住 友 商 事 株 式 会 社	343	4.94
松 下 智 樹	340	4.90
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	196	2.83
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	111	1.61
株式会社シグマクシス・インベストメント	102	1.47

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2022年5月18日開催の取締役会決議に基づき、2022年6月15日付で普通株式1株につき15株の割合で株式分割を行っております。
- ② 2022年9月16日の東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数が50,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2014年5月26日
新 株 予 約 権 の 数		241個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 361,500株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		無償
新 出 資 さ れ る 財 産 の 価 値		新株予約権1個当たり (1株当たり) 100円 7円)
権 利 行 使 期 間		2016年 6月 1日から 2024年 4月30日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 状 況 の 有 状	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 226個 目的となる株式数 339,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は、会社の株式のいずれかの証券取引所への上場（以下「株式公開」という。）がなされるまでの期間は、割当新株予約権を行使することはできない。
- ②株式公開日と2016年6月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して1年間は、新株予約権者が割当を受けた新株予約権の数（以下「割当数」という。）の3分の1を上限として行使することができる。
権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の3分の2を上限として行使することができる。
権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2024年4月30日までは、割当数から既に行使した数を控除した残りの数を行使することができる。
- ③新株予約権者は、割当新株予約権の行使をする時点においても、当社の取締役、または従業員の地

位にあることを要する。

④新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。

⑤新株予約権者は、新株予約権を分割して行使することができる。

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年12月27日	2020年11月30日
新 株 予 約 権 の 数		3,630個	15,919個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 54,450株	普通株式 238,785株
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 3,014円 (1株当たり 201円)	新株予約権1個当たり 3,617円 (1株当たり 242円)
権 利 行 使 期 間		2022年 1月 1日から 2029年11月30日まで	2022年12月 1日から 2030年10月31日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 318個 目的となる株式数 4,770株 保有者数 1名	新株予約権の数 15,241個 目的となる株式数 228,615株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使条件

①本新株予約権の行使は、当社普通株式が、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。また、新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、以下 (a) から (c) までの期間ごとに、以下 (a) から (c) に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な本新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

(a) 上場日と2022年1月1日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して1年間は、本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の数（以下「割当数」という。）の50%を上限として行使することができる。

(b) 権利行使開始日から起算して1年を経過した日から1年間は、割当数の75%を上限として

行使することができる。

(c) 権利行使開始日から起算して2年を経過した日から2029年11月30日までは、割当数から前(a)および(b)で行使した数を控除した残りの数を行使することができる。

- ②新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ④新株予約権者が当社と競業関係にある会社を設立し、または当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- ⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、または反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。
- ⑥新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権は、割当てられた新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

2. 新株予約権の行使条件

- ①本新株予約権の行使は、当社普通株式が、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ②新株予約権者が、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- ④新株予約権者が当社と競業関係にある会社を設立し、または当社と競業関係にある会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位に就いた場合、新株予約権の行使を認めないものとする。ただし、当該新株予約権者の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会の決議により認められた場合は、この限りではない。
- ⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という。）に該当し、または反社会勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めないものとする。

⑥新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権は、割当てられた新株予約権個数の整数倍の単位で行使するものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	中 野 剛 人	
常 務 取 締 役	北 村 亜 沙 子	管理本部長
取 締 役	浦 吉 修	カスタマー本部長
取 締 役	島 田 亨	トランス・コスモス株式会社 社外取締役 三谷産業株式会社 社外取締役 ビジョナル株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	増 田 芳 宏	
監 査 役	松 山 治 幸	松山公認会計士事務所 所長
監 査 役	平 田 精 作	
監 査 役	清 水 俊 順	弁護士法人サン総合法律事務所 代表社員 株式会社コラントッテ 社外取締役

- (注) 1. 取締役島田亨氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松山治幸氏、平田精作氏および清水俊順氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松山治幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役清水俊順氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 当社は、社外取締役の島田亨氏、また、社外監査役の松山治幸氏および清水俊順氏を東京証券取引所規則の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

I. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、現金による月例報酬のみで構成し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを方針とする。

具体的には、報酬は固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成することとする。

II. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

III. 業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績目標値を達成した場合に賞与として事業年度終了後3か月以内に年1回支給するものとする。

業績賞与として支給する額は、毎年期末決算発表時に業績予測として公表する営業利益に対して、実績の営業利益が上回った場合、当該上回る金額の30%を上限として各取締役への支給額を決定する。ただし、個人別報酬総額（年額）を超えない額を上限とする。

IV. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。

基本報酬の額と業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、業績連動報酬等の額によって変動するものとし、業績連動報酬等の額に応じ、固定報酬は100%から概ね50%、業績連動報酬は0%から概ね50%となるものとする。

V. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、特定の意見が反映されることを避けるため、取締役会において定めた職位別の報酬額レンジを元に、指名・報酬委員会において協議のうえ決定することとする。

また、賞与を支給する場合においても指名・報酬委員会において個人別の額を協議のうえ決定することとする。

各監査役の報酬は固定報酬のみであり、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、職務の内容等を勘案し、監査役会において監査役の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	119,400千円 (3,479)	59,400千円 (2,400)	60,000千円 (1,079)	—	4名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	16,200 (6,800)	16,200 (6,800)	—	—	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	135,600 (10,279)	75,600 (9,200)	60,000 (1,079)	—	8 (4)

(注) 1. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

2. 使用人兼務役員の使用人部分の給与等のうち重要なもの

該当事項はありません。

3. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2013年8月29日であり、取締役の報酬総額限度額は年額500,000千円（決議時の取締役の員数は2名）、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年3月17日であり、監査役の報酬総額限度額は年額20,000千円（決議時の取締役の員数は4名）と決議されております。

4. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、および算定方法は、前記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。また、当該業績指標の選定理由は、毎年の経営を着実にいき、売上・収益の成長に注力するため、本業の成績である営業利益としております。業績指標である営業利益の実績は、後記「損益計算書」に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役島田亨氏は、トランス・コスモス株式会社、三谷産業株式会社、ビジョナル株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松山治幸氏は、松山公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役清水俊順氏は、弁護士法人サン総合法律事務所代表社員、株式会社コラントツテの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 島田 亨	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、事業運営等について、企業経営に関する専門的な知見と豊富な経験に基づき、中長期的な視点から大局的な意見を発言しております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 松山 治幸	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地に基づき、発言を行っております。
監査役 平田 精作	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、他の事業会社で培った監査役としての豊富な経験に基づき、発言を行っております。
監査役 清水 俊順	2022年3月17日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。 取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,406,894	流 動 負 債	452,435
現金及び預金	1,075,210	買掛金	16,990
売掛金	319,361	1年内返済予定の長期借入金	4,560
前払費用	12,682	未払金	23,173
その他	534	未払費用	36,449
貸倒引当金	△894	未払法人税等	158,655
固 定 資 産	242,147	未払消費税等	59,730
有 形 固 定 資 産	27,466	契約負債	33,236
建物	21,071	賞与引当金	39,780
工具、器具及び備品	6,395	役員賞与引当金	60,000
無 形 固 定 資 産	101,117	その他	19,859
特許権	2,892	固 定 負 債	91,500
ソフトウェア	98,225	長期借入金	91,500
投資その他の資産	113,563	負 債 合 計	543,935
出資金	10	(純 資 産 の 部)	
敷金	81,870	株 主 資 本	1,105,106
破産更生債権等	896	資本金	328,165
繰延税金資産	31,379	資本剰余金	320,156
その他	302	資本準備金	320,156
貸倒引当金	△896	利 益 剰 余 金	456,783
資 産 合 計	1,649,042	その他利益剰余金	456,783
		繰越利益剰余金	456,783
		純 資 産 合 計	1,105,106
		負 債 純 資 産 合 計	1,649,042

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,603,179
売上原価	333,126
売上総利益	1,270,053
販売費及び一般管理費	577,256
営業利益	692,796
営業外収益	
受取利息	6
受取手数料	4,387
助成金収入	600
その他	89
合計	5,082
営業外費用	
支払利息	5,771
上場関連費用	15,638
その他	416
合計	21,825
経常利益	676,053
税引前当期純利益	676,053
法人税、住民税及び事業税	184,682
法人税等調整額	41,807
当期純利益	449,562

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

株式会社eWeLL
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡	本	伸	吾
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池	田	哲	雄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社eWeLLの2022年1月1日から2022年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及

び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明

の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月16日

株 式 会 社 e W e L L 監 査 役 会
常 勤 監 査 役 増 田 芳 宏 ㊟
社 外 監 査 役 松 山 治 幸 ㊟
社 外 監 査 役 平 田 精 作 ㊟
社 外 監 査 役 清 水 俊 順 ㊟

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと考えており、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当は以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金15円
配当総額 104,394,450円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月30日

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬総額限度額は、2013年8月29日開催の定時株主総会において、年額500,000千円と決議しております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額500,000千円以内（うち社外取締役分は100,000千円以内）といたします。また、各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年35,000株以内（うち社外取締役は7,000株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他、譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本割当契約により割当を受けた日より2年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、取締役が譲渡制限期間中継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する旨の規定を設けることができるものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

取締役報酬の額またはその算定方法の決定方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値向上および業績向上へのインセンティブを高めることを考慮して以下の基本方針に基づき、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬で構成します。

I. 基本方針

- ・ 継続的な企業価値の向上、および企業競争力強化のため、優秀な人材の確保を可能とすると共に、当社役員の役割、並びに職責に相応しい水準とします。
- ・ 業績および企業価値と連動した報酬とし、株主と価値を共有するものとします。

II. 取締役の報酬構成と業績連動の仕組み

- ・ 取締役の報酬は、基本報酬および業績連動報酬である賞与、並びに非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成します。
- ・ 基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位を基準として、担当職務、職責を考慮のうえ、総合的に勘案して決定します。
- ・ 業績連動報酬は、金銭報酬とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、事業年度終了後3か月以内に年1回支給するものとします。
その算定方法については、毎年期末決算発表時に業績予想として公表する営業利益に対して、実績の営業利益が上回った場合、当該上回る金額の30%を上限として各取締役への支給額を決定します。なお、業績連動報酬の指標を営業利益としているのは、当社の業績や取締役の貢献度を図るうえで相応しい指標と判断したためです。
- ・ 非金銭報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能するとともに株主との価値を共有する譲渡制限付株式報酬とし、毎年、一定の時期に支給します。譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額500,000千円以内、かつ、当社が発行または処分する普通株式の総数は年35,000株以内（ただし、普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲内で調整を行う。）とします。取締役等への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。

Ⅲ. 各報酬等の金額割合の決定方針

固定報酬である月額報酬、並びに業績に連動する賞与および中長期的な業績向上へのインセンティブに資する譲渡制限付株式報酬の金額割合は、各報酬の特性を踏まえて、当社の企業価値向上および業績向上に寄与するために適切な割合とします。

Ⅳ. 個人別の報酬等の内容および支給時期の決定方法

個人別の月額報酬および賞与については、取締役会決議により指名・報酬委員会に対して具体的報酬額および支給時期の決定を委任します。個人別の譲渡制限付株式報酬および支給時期等については、取締役会において決定します。

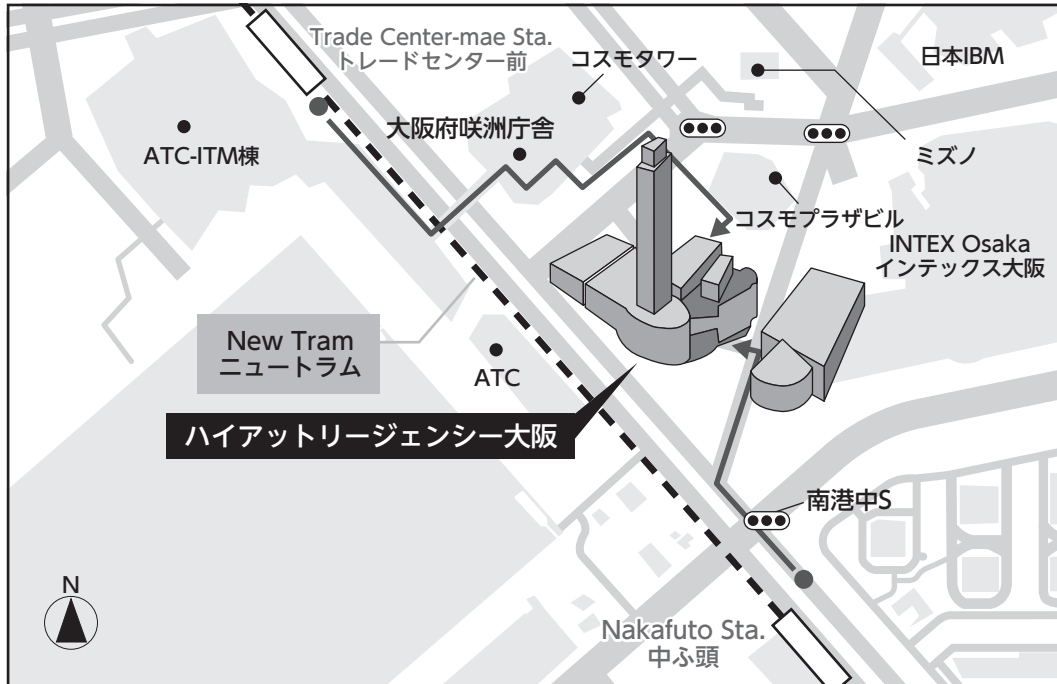
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市住之江区南港北1丁目13番11号

ハイアットリージェンシー大阪 2階 クリスタル・ルビー

TEL 06-6612-1234



交通 ニュートラム／トレードセンター前駅

2番出口より、ATC-大阪府咲洲庁舎-2F連絡通路を通過して徒歩約5分

ニュートラム／中ふ頭駅

2番出口より徒歩約3分